

太宰府市教育委員会
教育長 樋田京子様
(教育部社会教育課)

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会長 實原隆志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 3 年 6 月 15 日付 3 太教社第 55 号-1 により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 4 月 8 日付 3 太社教第 5 号で行った情報非公開決定処分は、非公開とした点において妥当ではなく、別紙の「公開を要しない部分」を除き公開すべきである。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求書（令和 3 年 3 月 30 日付）による情報公開請求に対し、実施機関が行った情報非公開決定（令和 3 年 4 月 8 日付 3 太社教第 5 号）の処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 10 条第 1 号及び第 2 号に該当しない情報を公開するとの決定を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 情報公開請求

審査請求人は、令和 3 年 3 月 30 日、実施機関に対して、情報公開条例第 6 条及び同施行規則（平成 9 年規則第 12 号）第 3 条に基づき、「令和 3 年 3 月 30 日開催の 3 月定例教育委員会会議報告第 1 号」について、その会議に関する資料（以下「本件資料」という。）の公開請求をした。

イ 情報非公開決定

実施機関は、情報公開条例第 10 条第 1 号及び第 2 号に該当するとして情報非公開とする決定を行った。（令和 3 年 4 月 8 日付 3 太社教第 5 号）その理由を、個人を特定する情報が含まれることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 14 条第 7 項に基づき、出席委員の三分の二以上の多数で議決さ

れ非公開とすることが決定された議題であるためとしている。

ウ 審査請求

審査請求人は、同年6月1日に本件処分を不服とし、情報公開条例第13条の規定に基づき実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和3年6月28日付の反論書及び同年7月7日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 主張の要旨

ア 実施機関は、情報公開条例第10条第1号及び第2号に該当することを理由に情報非公開の決定を行っている。

しかしながら、情報公開請求した情報は、情報公開条例第10条第1号には該当しない情報である。地教行法第14条第7項は、教育委員会の会議の公開に関する規定であり、会議の資料に関しては何ら規定していない。

また、情報公開条例第10条第2号に該当することを理由に非公開にしなければならない情報があったら、その情報だけを黒塗りなど適切な処置を行いそれ以外の情報公開条例第10条第2号に該当しない情報は公開されたい。

イ 実施機関は、情報非公開決定通知書で「情報を公開しない理由」として、「条例第10条第1号及び同第2号に該当」することをあげ、その理由として、「当該情報は、個人を特定する情報が含まれることから、地教行法第14条第7号に基づき、出席委員の三分の二以上の多数で議決され非公開とすることが決定された議題であるため」と記載している。

「条例第10条第1項第1号及び同条第2号に該当」とは、情報公開条例第10条第1号（以下「第1号」という。）と情報公開条例第10条第2号（以下「第2号」という。）の両方に該当するということであり、どちらかだけでは情報非公開の理由としては成立しない。

ウ まず、本件資料が、第1号に該当するか検討する。「情報公開制度・個人情報保護制度運用の手引き（令和2年10月太宰府市）」（以下「運用の手引き」という。）では、第1号の法令又は条例の規定により、公開することができないと認められる情報として（1）明文の規定により公開が禁止されている情報（2）多目的利用が禁止されている情報（3）地方税法等の個別法に守秘義務が具体的に定められている情報（4）その他法令又は条例の趣旨、目的から公開できないと認められる情報の4項目をあげている。本件資料は、（1）ないし（3）には該当しないと考えられる。そこで、本件資料が、（4）に該当するかを検討する。地教行法第14条第7号は、「教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により出席者の三分の二以上の多数で議決した時は、これを公開しないことができる。」と規定しているが、会議の非公開の範囲は規定していない。実施機関は、弁明書3において、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7号の規定に基づく会議の非公開については、その会議における意思形成過程のみを非公開としたものではなく、その審議に関する情報のすべてが非公開とするべく決定された」と

主張する。

しかしながら、審査請求人が傍聴したなかでは、会議において会議の非公開の範囲は議論されておらず、「その審議に関する情報のすべてが非公開とすべく決定された」事実はない。また、太宰府市教育委員会会議規則（以下「会議規則」という。）にも会議の非公開の範囲の規定はない。実施機関は、「審議に関する情報のすべてが非公開とすべく決定されたものである」ことの証拠を何も示していない。このため、本件資料が(4)に該当することは確認できないので、本件資料は、第1号には該当するとは言えない。

エ 続いて、本件資料が第2号に該当するかを検討する。第2号は運用の手引き記載のとおり「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されるもの」（以下「個人情報」という。）については、例外があるものの非公開としている。審査請求人は、本件資料内容は知らないが、本件資料の中には個人情報以外の情報も存在すると考えるのが一般常識的に妥当である。本件資料のうち個人情報以外は第2号に該当せず、公開されるべき情報である。もし、本件資料が第1号に該当するとしても、個人情報以外は第2号に該当せず、情報非公開の理由になりえないので、本件処分を取り消したうえで、個別の情報ごとに個人情報に該当するかしないかを判断し、個人情報に該当しない情報は公開されたい。

オ 上記の通り、情報公開は、実施機関の裁量に委ねられる部分が多く、実施機関の情報公開に対する姿勢により情報公開の範囲が決まってくる。全国の教育委員会では、教育委員会会議の透明化のため、教育委員会会議の情報公開に努めている。神戸市教育委員会は、「通常は議案ごとに下す非公開の決定を、公表できる内容については部分的に傍聴を認める形で議論が進んだ」とり、「19年度も、従来だと非公開だった案件を、固有名詞などに触れずに公開するなど少しずつ対応を改めている」。また、東京都千代田区教育委員会は、非公開の教育委員会の会議録を公開している。実施機関も、個人情報保護に配慮しながらも、地教行法の平成13年改正において、「教育委員会が地域住民に積極的に情報を提供し、説明責任を果たすとともに、地域住民の教育行政に関する理解と協力を得るため、会議の公開規定が置かれたこと」を十分に認識し、市民に対して積極的な情報公開を行うように強く要望する。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和3年6月15日付の弁明書及び同年7月7日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 主張の要旨

ア 審査請求書記載事実の認否

① 地教行法第14条第7項の規定に基づく会議の非公開については、その会議における意思形成過程のみを非公開としたものではなく、その審議に関する情報のすべてが非公開とすべく決定されたものであることから、「情報公開請求した情報は、情報公開条例第10条第1項第1号には該当しない情報である。地教行法第14条第7項は教育委員会の会議の公開に関する規定であり、会議の資料に関しては何ら規定していない。」とする主張については、審査請求人の主観によるものである。

② 本件資料にあつては、氏名や住所などの第一義的情報だけを非公開としても、他の情報と組み合わせることにより個人を特定できる情報であるとともに、その情報の性質から関係者の状況が容易に推察することができるものであるため、地教行法第14条第7項及び会議規則第12条第1項の規定に基づき会議の非公開を決定されたものである。このことから、一部を黒塗り等によって加工を施し公開することは、会議を非公開とした決定が無意味なものになるため、「その情報だけを黒塗りなど適切な処置を行いそれ以外の情報公開請求第10条第2号に該当しない情報は公開されたい。」との主張について、公開することは妥当ではない。

③ 処分庁の教示の有無及びその内容について、教示は情報非公開決定通知書に記載しているため、否認する。

イ 審査請求人の公開請求に対し、本件資料については、令和3年3月30日の教育委員会会議において、地教行法第14条第7項及び会議規則第12条第1項の規定に基づき、出席した委員の三分の二以上の多数の議決によって、会議を非公開とすることが決定された案件に関する情報である。同様の規定を設けているものとして、地方自治法第115条において地方公共団体の議会の会議における「議事の公開の原則及び秘密会」がある。これは「(略)出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは秘密会を開くことができる」というものであるが、その秘密会の議事の公表について、昭和28年6月23日碧南市議会事務局長宛、行政課長電信回答によると「秘密会の秘密性が存続する限り公表すべきではない。」とある。よって、地教行法第14条第7項及び会議規則第12条第1項の規定に基づき、出席した委員の三分の二以上の多数の議決によって、会議を非公開とすることが決定され、現在も調査結果の公表をするか否か決定されていない本件資料について、非公開と判断することは妥当である。

ウ 次に、会議を非公開とした理由については、「個人を特定する情報が含まれていること」であるが、これは本件資料が個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別される得ることに起因している。

エ また、本件資料については、会議の時点で調査結果を公表するか否か決定されていない情報であることから、公表することを前提として提供された情報とはいえず、情報公開条例第10条第2号ただし書のイに該当しない。

オ さらに、本件資料は、その内容から特段の配慮を要するため慎重に取り扱う必要があり、会議終了後に回収を行い処分している。これを一部分でも公開することは、本件資料作成に関わったすべての人との信頼関係を著しく損なう行為にあたり、将来の同種の案件において、事務事業の公正かつ適切な執行に著しく支障を生じるおそれがあるため、情報公開条例第10条第5号に該当するものである。

カ あわせて、本件資料にあつては、調査にかかわった関係者及び周囲の人々に対して多大な影響を与える情報を含むことから、これを公開することにより、近年では新聞等で数多く報じられているSNSなどによるインターネット上の憶測情報拡散によって、誹謗中傷を受け、心身の苦痛を感じ、ひいては自死を選択する結果を招くおそれもあることから情報公開条例第10条第7号に該当するものである。

キ 最後に本件資料を公開することは、会議が非公開であるとともに、その報告に関するすべての情報が非公開であることを前提として会議へ参加した関係者の信頼を損な

うものであるため公開することは妥当ではない。

以上の理由から、本件資料を非公開とする決定を行ったことは、妥当であると判断する。

5 審査会の判断

本件において、公開請求の対象となっている文書は、「令和3年3月30日開催の3月定例教育委員会会議報告第1号」について、その会議に関する資料である「報告書 令和3年2月27日 太宰府市第三者調査委員会」と特定した。本件処分においては、非公開とされており、以下、非公開としたことの妥当性について検討する。

(1) 本件請求が対象とする処分及び公開請求に係る情報の内容について

ア 会議の非公開と、資料の非公開

本件資料は、非公開で開催された会議において使用された文書であり、実施機関はそこで使用された資料は非公開としてよいと判断している。しかし、一般的に「会議の非公開」と「会議『資料』の非公開」は別の事項であると考えられている。そして、情報公開の要否について検討がなされた諸事例では、非公開で開催された会議資料のうち、検討初期段階の意見・方針や関係者の率直な意見については非公開とされる傾向があるが、一般的な事実や既に確定した見解等に関わるものであれば、その限りではないと考えられる。それゆえ、非公開とされた会議において用いられた資料であっても、その中で公開されるべき情報と、公開を要しない情報とを選別する必要がある。

イ 情報公開条例における関係規定

情報公開条例は、情報公開請求を受けた場合に、当該情報を公開することを原則としている一方で、情報公開条例第10条各号において例外的に公開しなくてよい情報を列挙している。そのうち、本件請求と密接に関係する非公開情報は、個人情報（情報公開条例第10条第2号柱書き）と、当該事業や将来的な事業の遂行に著しい支障をきたすとおそれがある情報（情報公開条例第10条第5号）である。また、形式上は個人情報に該当する情報であっても、なおも公開されるべき場合（情報公開条例第10条第2号ただし書）があり、また、事業の遂行に著しい支障をきたすおそれの有無についても、各事例における状況等を考慮しながら、具体的かつ慎重に検討する必要がある。

ウ 本件資料に関するおおよその基準

① 第三者調査委員会の委員の氏名

個人の氏名は、情報公開条例第10条第2号にいう「個人に関する情報」であって、かつ、「特定の個人が識別される情報」に該当する。他方で、報告書内に含まれている個人情報であっても、情報公開条例第10条第2号のアからエのいずれかに該当する情報は公開されなければならない。

本件資料に含まれている、第三者調査委員会の委員の氏名について検討すると、こうした情報は、情報公開条例のいう、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報に該当するため、ここでは、情報公開条例第10条第2号ただし書が挙げる情報、中でも、「イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報」に該当するか、また、太宰府市の「運用の手引き」のいう、公表されることを前提として提供された情報や、慣行上公表されている情報に該当しないかが問題となる。

「太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第7条は附属機関等の公開に努めるものとするとして規定し、同条第1号においては「附属機関等の概要」として「委員の氏名」も公表されるべきものとされている。それゆえ、本件では「第三者調査委員会」と市の要綱の関係が検討課題となる。

本件の「第三者調査委員会」は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査のため教育委員会の下に置かれた組織である。そして、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」にある調査組織の内、「いじめの重大事態の調査に関する附属機関において実施する場合」のケースにあたる。常設の委員会ではなく、実施機関のいうように、この調査委員会が「太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」の各条項が適用される「市の附属機関及び協議会等」には該当しないと考えるとしても、同項の調査のため教育委員会の下に置かれた組織ではあり、市の「いじめ防止基本方針」と密接に関連する委員会である。同委員会の役割のこうした重要性に鑑みると、同委員会は要綱の考える公益性の高い委員会であるといえ、そうした委員の氏名や所属は公表されるのが一般的であり、それが市政の透明性にもつながるとの趣旨があてはまる。さらに、平成29年3月文部科学省が作成した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）には「調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障のない限り公表することが望ましい」とあることをふまれば、やはり、こうした公益性の高い委員会の委員の氏名や所属は公表されるのが一般的であるというべきであり、それらは情報公開条例上の、通常であれば公表される慣行のある情報であるといえる。また、そうした委員の氏名が公表されることは当該の各委員においても十分に予想されうることであり、委員の氏名は、情報公開条例上も公表されることを前提として提供された情報であるともいえる。その点、実施機関は、調査委員会の委員の氏名が公表されることにより、様々な不利益が懸念される旨を述べるが、そうした「不利益」は、この種の委員を務める上で予想される一般的なおそれを越えるものではなく、調査自体は完了していることも考えても、委員の氏名等を非公開としなければならないほどに重大なものとはいえない。

よって、本件資料に記載の個人情報のうち、第三者調査委員会の委員の氏名とその現職は公開を要する情報であると考えられる。

② 第三者調査委員会による事実認定に関する情報

報告書内に記載の、調査結果に関わる情報には個人に関する情報が含まれており、そのうち、調査委員会委員以外の他の者の氏名は、情報公開条例第10条第2号のアからエのいずれの要件にも該当しない情報であり、公表を要しないと考えられる。また、本件資料に記載のある学校名は、それ自体では特定の個人を識別できる情報ではないが、ほかの情報と結びつけることで、間接的に特定の個人を識別しようという意味で、特定個人が「識別され得る」情報に該当するおそれがある。近隣住民や関係者であれば、そこに記載の学校名から特定の個人を識別できるか否かの判断は難しいものの、少なくとも、当該学校名が明らかにされれば、学校の関係者に様々な不信感や憶測等を生じさせるおそれは否定できない。さらに、その他の情報についても、具体的な個人の言動に関わる情報が含まれる可能性が高く、今回の調査の

趣旨をふまえるとそれらの情報は、個人情報の中なかでも機微に関わる情報であることも少なくない。それゆえ、調査委員会によって認定された事実も、情報公開条例第10条第2号により、公開を要しない情報と考えられる。

③ 調査委員会の見解

本件資料には、上述のような、第三者調査委員会が認定した事実を基に、同委員会の見解が示されている部分がある。実施機関の説明によれば、この報告書を受け取った後の扱いについては現在、検討中であるとのことであるため、そこに記載の情報・見解を基に関係者への対応及び事態への対策を進めることとなる。こうした見解等が今の段階で公開されるということになれば、以降の分析・対応策の検討において、率直な意見交換を行うことは難しくなると考えられる。それゆえ、報告書に記載の事項のうち、現時点での調査委員会の意見に該当する部分は、「当該事業や将来的な事業の遂行に著しい支障をきたすとおそれがあると思われる情報」として（情報公開条例第10条第5号）、公開を要しないといえる。

(2) 結論

以上のことから、本件資料の、すべてを非公開とした実施機関の判断は妥当ではない。本件資料のうち、委員以外の者の名、調査委員会によって認定された事実、および、現段階での調査委員会の意見に該当する情報を除く部分を、公開すべきである。

(3) 付帯意見

なお、本答申は、非公開で行われた会議における資料の公開の要否を検討し、情報公開条例に照らして最低限開示すべき情報について述べたものにとどまる。今後、実施機関が報告書の内容の一部を公表する場合のように、別の場面での公表範囲を限定する旨を述べるものではない。

本件において公開請求の対象となっている文書については、ガイドラインが調査結果につき「特段の支障がなければ公表することが望ましい」としていることからすると、実施機関としては、対応中の本件事案が収束した際には、ガイドラインが目指す、いじめに関する適正な調査の実施と再発防止という観点から、調査結果の公表範囲について改めて検討することが望ましい。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和3年6月30日 第1回審査会（審議）

令和3年7月7日 第2回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和3年7月16日 第3回審査会（審議）

令和3年7月21日 第4回審査会（審議）

<別紙>

公開を要しない部分	情報公開条例中の該当条項
1 頁「第 5 本件の事実経過及びいじめの認定」の次行から、「第 6 争いがある事実関係や確認がとれなかった事実関係」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
1 頁「第 6 争いがある事実関係や確認がとれなかった事実関係」の次行から、「第 7 学校の対応の問題点」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
2 頁「3 いじめが継続した要因」の次行から、「5 終わりに」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
3 頁 第 2 段落	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
3 頁 下から 3 行目にある個人の名	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
4 頁 下から 3 行目にある個人の名	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
5 頁「(2) 委員会の調査方法」から 5 行目にある個人の名	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
5 頁「1 調査の進め方の基本方針」の第二段落から、6 頁「2 調査の進め方と方法」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
6 頁「2 調査の進め方と方法」の次行にある個人の名及びその 2 行下にある個人の名	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
7 頁 冒頭から、「④」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
7 頁「(1) 検討した資料」から 4 行目以降、14 頁「(2) 事情聴取」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
14 頁「(2) 事情聴取」の次行から、15 頁「(3) 委員会の日程」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）

17 頁「第 5 本件の事実経過及びいじめの認定」の次行から、22 頁「4 いじめの認定」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
22 頁「4 いじめの認定」の次行から、23 頁「第 6 争いがある事実関係や確認が取れなかった事実関係」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
23 頁「第 6 争いがある事実関係や確認が取れなかった事実関係」の次行から、26 頁「第 7 学校の対応問題点」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
27 頁「2 いじめの兆候の認知と対応について」の次行から、30 頁「3 いじめ認知後の対応について」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
30 頁「3 いじめ認知後の対応について」の次行から、32 頁「4 いじめ解消の報告について」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
32 頁「4 いじめ解消の報告について」の次行から、33 頁「5 いじめの継続の見過ごしについて」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
33 頁「5 いじめの継続の見過ごしについて」の次行から、34 頁「6 いじめ再発の認知とその後の対応について」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
34 頁「6 いじめ再発の認知とその後の対応について」の下、第 1 段落と第 2 段落	第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
35 頁 第 2 段落と第 3 段落	第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）

<p>35 頁「7 保護者説明会の開催について」の次行から、39 頁「8 保護者説明会後の対応について」の前行まで</p>	<p>第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）</p>
<p>39 頁「8 保護者説明会後の対応について」の次行から、40 頁「第 8 結語」の前行まで</p>	<p>第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）</p>
<p>40 頁「1 いじめの認定と基本的問題の次行から、「2 疎外をいじめと認識とできなかった要因」の前行まで</p>	<p>第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）</p>
<p>40 頁「2 疎外をいじめと認識とできなかった要因」の次行から、41 頁「3 いじめが継続した原因」の前行まで</p>	<p>第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）</p>
<p>41 頁「3 いじめが継続した原因」の次行から、43 頁「5 終わりに」の前行まで</p>	<p>第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）</p>
<p>43 頁「5 終わりに」の次行から、44 頁「令和 3 年 2 月 27 日」の前行まで</p>	<p>第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）</p>